

T P P 協定の分野別の影響について

平成 2 5 年 5 月

北 海 道

TPP協定とその影響について

- TPP協定(環太平洋パートナーシップ協定)は、2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国間で発効した環太平洋戦略的経済連携協定(P4協定)に、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが加わり、発展させた広域経済連携協定です。2012年12月には、新たにメキシコとカナダが交渉に参加しています。
この協定は、物品の関税について、最終的には、原則として全ての関税を撤廃することを目標とするほか、サービス貿易、政府調達、投資、環境、労働など21分野で交渉が行われており、2013年中の合意を目指しています。
- 平成23年11月、野田首相は、ハワイで開催されたAPEC首脳会合において、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明し、TPP交渉参加国との事前協議が始まりました。
- 平成25年2月には、安倍首相とオバマ大統領は日米首脳会談を行い、安倍首相は会談後、「(TPP交渉が)聖域なき関税撤廃が前提ではないとの認識に立った」と発言し、3月15日には、TPP協定交渉への参加表明を行いました。
- 平成25年4月、TPP関係閣僚会合(参加11か国)で日本の交渉参加が承認されました。4月24日、米政府は日本と交渉を始めることを米議会に通知しており、実際の交渉参加までには、少なくとも90日かかるかとされています。
- TPP協定は、その交渉結果によっては、本道の基幹産業である農林水産業のみならず、関連産業や建設業、医療、さらには食の安全など北海道の経済や地域社会全体に多大な影響を与えることが強く懸念されるため、道では、23年11月に知事を本部長とする「北海道TPP協定対策本部」を設置し、TPP協定が道内の産業活動や道民生活に及ぼす影響についての調査・分析を進めています。また、24年2月には、関係機関・団体で「北海道TPP問題連絡会議」を設置し、関係者間の情報共有を進めるとともに、ホームページなどにより道民の皆様に情報提供を行っています。
- TPP協定に関しては、国からの情報提供が十分でないため、本資料は、国の公表資料に加え、関係国間で結ばれた経済連携協定の内容なども参考としながら、整理を行ったものです。今後、明らかになった情報に基づき、随時、内容等を見直していきます。

■ T P P 協定の分野別の影響等に関する調査について

平成25年5月1日現在

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部
物品市場 アクセス	輸入品の関税の 撤廃 (農産物)	<p>○これまで我が国が締結してきたEPAにおいては、農林水産物を含む約940品目を関税撤廃の「除外」又は「再協議」として対応。</p> <p>【主な品目の関税率と輸入額(H24)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税率 米 778% 小麦 252% 粗糖 328% 澱粉 583% 牛肉 38.5% 豚肉(差額関税) 乳製品(脱脂粉乳218%、バター360%など) 輸入額 農産物(全国) 54,419億円 	○関税が撤廃された場合の道内の農業生産額等への影響	<p>○国の影響試算(H25.3.15公表)の計算方法を踏まえ、関税が撤廃された場合の本道農業等への影響を試算(詳細別紙のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象品目 米、小麦、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ、小豆、いんげん、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、軽種馬 ※ 対象品目は関税率10%以上かつ道内生産額10億円以上の農産物(12品目) 生産減少額 ▲4,762億円 影響額 農業産出額 } ▲15,846億円 関連産業 地域経済 	農政部
	輸入品の関税の 撤廃 (水産物)	<p>○これまで我が国が締結してきたEPAにおいては、農林水産物を含む約940品目を関税撤廃の「除外」又は「再協議」として対応。</p> <p>【主な品目の関税率と輸入額(H24)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税率 こんぶ 15% ほたて貝 10% すけとうだら 4.2%~10% いか 3.5%~10% さんま 10% たら 4.2%~10% 輸入額 水産物(全国) 15,047億円 	○関税が撤廃された場合の道内の漁業生産額への影響	<p>○国の影響試算(H25.3.15公表)の計算方法を踏まえ、関税が撤廃された場合の漁業生産への影響額を試算(詳細別紙のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年度 平成20年度 対象品目 あじ、さば、いわし、ほたて、たら、いか、こんぶ類、のり類、かつお・まぐろ類、さけ・ます類、うなぎ、わかめ、ひじき、すけとうだら、さんま ※ 対象品目は15品目 生産減少額 漁業生産額 ▲446億円 	水産林務部
	輸入品の関税の 撤廃 (林産物)	<p>○これまで我が国が締結してきたEPAにおいては、農林水産物を含む約940品目を関税撤廃の「除外」又は「再協議」として対応。</p> <p>【主な品目の関税率と輸入額(H24)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税率 合板 6~10% 集成材 3.9~6% 	○関税が撤廃された場合の道内の木材製品出荷額への影響	<p>○国の影響試算(H25.3.15公表)の計算方法を踏まえ、関税が撤廃された場合の林産物生産への影響額を試算(詳細別紙のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年度 平成20年度 対象品目 合板(集成材含む) 生産減少額 木材製品出荷額 ▲33億円 	水産林務部
	自動車	<p>○日米協議の合意(H25.4.12)では、自動車分野の貿易に関し、次のことが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> T P P 交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。 (対象事項:透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等) 米国の自動車関税はT P P 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ最大限に後ろ倒しされること、及びこの扱いは米韓F T Aにおける自動車関税の取扱いを実質的に上回るものとなることを確認。 <p>○25年4月、国は輸入車の安全審査手続が簡単になる「輸入自動車特別取扱制度」の上限台数を「年5千台以下」に引き上げることを発表。</p>	○道内の自動車関連産業への影響	<p>○関税や「輸入自動車特別取扱制度」の上限台数の引上げの取扱いなどにより、自動車関連貿易への影響が考えられるが、T P P 協定交渉の具体的な内容が明らかになっておらず、現時点では判断できない。</p>	経済部

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部
物品市場 アクセス	道産品の輸出拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○主な輸出品の相手国、関税率・輸出額は別添のとおり ○TPP交渉参加国への主な輸出品目(H24) (米国) 輸出金額計 54,243百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の部分品 0~2.5% 35,627百万円 ・石油製品 0~6.1% 5,658百万円 ・原動機 0~2.5% 3,343百万円 (カナダ) 輸出金額計 29,859百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の部分品 0~8.5% 29,553百万円 ・鉄鋼のフラットロール製品 0% 41百万円 ・魚介類(生鮮) 0~3.0% 20百万円 	○道産品の輸出拡大へのメリット	○関税の撤廃や貿易規則の透明性の向上などにより、TPP参加国への道産品の輸出拡大の可能性が高まる。	経済部
	医薬品・医療機器の価格決定等	○医薬品については、現在、公定価格のもとに価格設定を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ○下記内容がTPPにおいて適用された場合の医薬品・医療機器の価格決定への影響 ◆米韓FTAでは医薬品・医療機器の価格決定等を申請者の要請に応じて見直す独立の機関を設置することを確認 ◆外国貿易障壁報告書(USTR:2013.4)~医療機器では予見可能で安定的な償還価格政策の実施。医薬品では新薬創出等加算制度の恒久化と革新的な医薬品の開発・導入を妨げる他の償還政策の導入を控えること ◆医薬品のアクセス拡大のためのTPP貿易目標(USTR:2011.9)~革新的医薬品・ジェネリック医薬品等の市場への早期参入等の諸目標を達成するために協力 	○公定価格のもとに運営される公的医療保険制度が脅かされることが懸念される。	保健福祉部
貿易円滑化	食品の安全	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生法により次のとおり規制を実施。 ◆法律の名称：食品衛生法 ◆措置内容：飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。(農薬の残留基準、食品添加物等の規格基準、遺伝子組換え食品に係る表示ルールなどを設定) 	○貿易手続の簡素化により、輸入貨物検査が省略され、危険な貨物が輸入されるリスク、また、動植物の検疫・食品検査の規制緩和によるリスクが高まる懸念	<ul style="list-style-type: none"> ○TPP協定交渉において、我が国の輸入食品に係る安全基準が緩和された場合、これまでの我が国の食品安全対策が後退し、道民の食の安全が損なわれる可能性がある。 ○なお、現在、個別の食品の安全基準の緩和については、議論されている状況にない。 	保健福祉部
衛生植物検疫(SPS)	動植物の輸入検疫措置への影響 【牛肉】	<ul style="list-style-type: none"> ○WTO・SPS協定に基づき、我が国が適切と考える検疫上の保護水準を確保。 リスク評価に基づき、有害動植物又は病気の侵入、定着又は蔓延を防止するため、輸入禁止等の厳しい検疫措置を実施。 【現在、輸入禁止している事例】 馬鈴しょ生塊茎(対象病害虫：ジャガイモシストセンチュウ)、家畜(BSEなど) ○米側は、我が国が米国産牛肉の輸入を月齢20か月以下のものに制限していることについて、科学及び国際基準に基づき、牛肉市場を開放することを主張(H25.2月:国資料) ○25年2月、国は食品安全委員会の答申を受け、輸入牛肉の月齢制限を30か月へ引上げ 	○WTO・SPS協定では、科学的に正当な理由がある場合は、国際基準より高いレベルの保護水準を導入・維持できることとされているが、TPPにおいて、国際基準を優先する規定が盛り込まれた場合、我が国が適切と考える保護水準の確保ができなくなる懸念	○有害動植物又は病気の侵入、定着又は蔓延が懸念される。	農政部

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部
衛生植物 検疫 (SPS)	食品の安全基準 (残留農薬、食 品添加物)	<p>○食品衛生法では、農薬や動物用医薬品について、食品中の残留量が同法で定める基準を超えてはならないと定められている。</p> <p>○食品衛生法では、食品添加物について、国が指定するもののみが使用・販売等ができることとされ、必要に応じ、規格基準が定められている。また、原則、食品に使用した添加物は、すべて表示することとされている。</p>	<p>○検疫手続の簡素化により、輸入貨物検査が省略され、危険な貨物が輸入されるリスク、また、動植物の検疫・食品検査の規制緩和によるリスクが高まる懸念</p>	<p>○TPP協定交渉において、我が国の輸入食品に係る安全基準が緩和された場合、これまでの我が国の食品安全対策が後退し、道民の食の安全が損なわれる可能性がある。</p> <p>○なお、現在、個別の食品の安全基準の緩和については、議論されている状況にない。</p>	保健福祉部
貿易の技 術的障害 (TBT)	遺伝子組換え作 物の表示問題	<p>○我が国では、JAS法及び食品衛生法において、大豆、とうもろこしなどの8つの農作物とその加工品(33品目)において、遺伝子組換え食品の表示を義務化。</p> <p>【対象品目(作物)】 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む)、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ</p>	<p>○遺伝子組換え食品等の食品表示が貿易の技術的障害とされた場合の影響</p>	<p>○遺伝子組換え作物の表示が貿易の技術的障害とされ、表示基準の緩和、撤廃が行われた場合、消費者の商品選択の機会が損なわれる可能性も排除されず、食品の安全・安心に対する不安が増加するおそれがある。</p> <p>○なお、現在、個別の表示基準の緩和等について、議論されている状況にはない。</p>	環境生活部 保健福祉部
貿易救済 (セーフ ガード 等)	農林水産物のセ ーフガード措置 への影響	<p>○我が国の全てのEPAにおいて、輸入量が急激に増大することを避けるために、比較的柔軟かつ関税撤廃期間に限定されずに発動することができるセーフガード措置を規定。</p> <p>【過去の発動事例(暫定措置)】 ・ねぎ、生しいたけ、畳表(H13年4月～11月)</p>	<p>○TPP協定交渉参加国の2国間FTAでは、従来の我が国のEPAと比べてセーフガード措置の発動が制約される規定内容(同一品目に対する再発動が禁止、発動期間が関税撤廃期間に限定)となっており、同様の内容がTPP協定に盛り込まれた場合の懸念</p>	<p>○TPP協定のセーフガード措置において、発動が制約される規定となった場合、輸入が急増した農林水産物の生産者の経営に重大な損害を及ぼすおそれがある。</p>	農政部 水産林務部

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部									
政府調達	調達基準のP4基準などへの引下げによる影響	<p>○TPP交渉においては、WTO政府調達協定(GPA)並の規定とするか、あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心に交渉が行われている。対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて議論されている模様。</p> <p>○日本・チリのEPAは、GPAと同様の内容を規定しているものもある。</p> <p>○対象機関について、地方政府等も含めることを目指している国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論されている。</p> <p>(調達基準額(建設工事関連))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO基準 <ul style="list-style-type: none"> 建設工事 19億4,000万円 コンサルタント業務 1億9,000万円 ・日本チリEPA <ul style="list-style-type: none"> 建設工事 23億円 コンサルタント業務 2億3,000万円 ・米ペルFTA <ul style="list-style-type: none"> 建設工事 6億9,455万円 コンサルタント業務 4,930万円 ・米豪FTA <ul style="list-style-type: none"> 建設工事 6億9,455万円 コンサルタント業務 4,930万円 ・P4協定 <ul style="list-style-type: none"> 建設工事 7億6,500万円 コンサルタント業務 750万円 <p>※地方政府が対象となるのはWTO及び日本チリEPA(都道府県、政令指定都市)、米ペルFTA、米豪FTA</p>	<p>○調達基準額について、我が国とTPP参加交渉参加国との間に相違があることから、調達基準額の引下げが行われた場合の影響</p>	<p>○建設工事等においてWTOに基づく基準からP4協定に基づく基準への引下げが行われた場合、平成24年度に道が発注した契約において、次のとおり国際入札の対象となる。(詳細は別添のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、件)</p> <table border="1" data-bbox="1556 371 1930 504"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>10,120 (5.5%)</td> <td>3 (0.1%)</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>21,160 (59.3%)</td> <td>1,540 (24.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○政府調達案件として一般競争となる入札には、現在は政府調達協定の締結国のみ参加可能であるが、我が国がTPPに参加することにより、その他のTPP参加国の企業も可能となり、また、対象品目の拡大や調達基準額の引下げなどが行われた場合、競争激化による道内中小企業者の受注機会への影響が懸念される。</p> <p>○また、政府調達の見直しにより、地元優先等の政策的優遇ができなくなるなど影響が生じた場合は、雇用面に影響を与えるおそれがある。</p>	区分	金額	件数	建設工事	10,120 (5.5%)	3 (0.1%)	コンサルタント業務	21,160 (59.3%)	1,540 (24.3%)	全部局
区分	金額	件数												
建設工事	10,120 (5.5%)	3 (0.1%)												
コンサルタント業務	21,160 (59.3%)	1,540 (24.3%)												
	調達機関の市町村への拡大及び入札事務の増加への影響	<p>○地方政府機関への適用は、我が国では現在、都道府県、政令指定都市となっている。</p> <p>○また、入札事務については、道のWTO政府調達の国際入札において、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)」に基づき「物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北海道規則第92号)」等を定め、入札を行っている。</p> <p>○なお、WTO政府調達の国際入札においては、入札関連図書の英語化等の調達手続を行っている。</p> <p>○対象機関については、現時点では中央政府が議論されており、それ以外の機関(地方政府等)については今後取り上げられる模様。</p>	<p>○地方政府機関が市町村に及ぶ場合の影響</p> <p>○調達基準額が引き下げられ、国際入札対象工事が増えた場合の都道府県や市町村における入札事務への影響</p>	<p>○政府調達案件として一般競争となる入札には、現在は政府調達協定の締結国のみ参加可能であるが、我が国がTPPに参加することにより、その他のTPP参加国の企業も可能となり、また、対象品目の拡大や調達基準額の引下げなどが行われた場合、競争激化による道内中小企業者の受注機会への影響が懸念される。</p> <p>○入札関連図書の英語化などによる入札準備期間の長期化、公示期間の長期化などによる入札の遅延が懸念される。</p> <p>○分離分割発注の廃止と発注ロットサイズの大規模化が懸念される。</p> <p>○仮に地方政府機関の調達対象となる物品・サービスの範囲が拡大する場合や調達基準額が引き下げられる場合などには、特に小規模な市町村においては、海外事業者との契約締結の可能性が著しく低いという現状に比して、多大な事務負担を強いることにつながるおそれがある。</p>	全部局 総合政策部									

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部
知的財産	特許出願、商標登録、地理的表示等への影響	○我が国においては下記法律において知的財産を保護。 ・特許出願…特許法 ・意匠登録…意匠法 ・商標登録…商標法 ・地理的表示…不正競争防止法、酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示)商標法(地域団体商標制度)	○特許出願、商標登録、地理的表示等への影響	○TPP協定交渉においては、具体的な個別項目も明らかになっておらず、現時点では判断できない。	総合政策部
	試験研究機関などの育成者権への影響	○種苗の育成者権の保護は、種苗法、「植物新品種保護国際同盟(UPOV)」で、また、不正に栽培された作物の輸出入差し止めは、「偽造品の取引の防止に関する協定(仮称(ACTA))」で対応していくこととしている。	○我が国の試験研究機関などが開発した育成者権への影響	○TPP協定交渉において、育成者権の取扱いについて、明らかになっている事項はなく、現時点では判断できない。	農政部
	著作権等への影響	○日本の著作権法では、著作者の生存期間及び死後50年までを保護期間の原則とする。なお、無名又は周知ではない変名の著作物、及び団体名義の著作物の著作権は、公表後50年まで保護。また、映画の著作物の著作権は、公表後70年まで保護。	○著作権の保護期間において、日本の制度よりも長い期間、著作権を保護するような規定が採用された場合の国民生活や企業活動などへの影響	○著作権の保護期間が延びると消費者負担が増えるおそれがある。	環境生活部
	医薬品への影響	○新薬の特許は申請後原則20年とされており、特許期間終了後は、他の企業(後発企業)も自由に先発医薬品とほぼ同じ主成分を有する医薬品(後発医薬品)の製造販売が可能。	○特許等について、日本よりも長期間の特許権が保護された場合の影響	○医薬品などの特許権が強化された場合は、後発医薬品の製造承認が遅れるなど、国内製造メーカーに影響を及ぼすと考えられる。	保健福祉部
	海外での道産品のブランド保護	○全国的には中国や台湾などで模倣被害が出ているところであるが、本道については不明。 (※参考：日本企業の模倣被害の国・地域別の流通状況 別添)	○商標登録等による模倣品の被害低減のメリット	○TPP参加国間での知的財産の保護が強化される可能性が高まる(しかし、模倣品の被害が大きい中国や香港、台湾などが参加していないため大きな効果は期待できない)。	経済部
競争政策	地方公営企業への影響	○我が国における地方公営企業は「地方公共団体の経営する企業」(地方公営企業法)であり、地方公営企業法、地方自治法、地方財政法及び同法施行令においても、地方公共団体が実施すべき企業(事業)を規定しているものではない。 ○現在、地方公営企業として行われている事業の多くについては、各種事業法(例：水道法、医療法)に基づき主務官庁の許認可等による法的規制が加えられており、地方公営企業自体が独占・寡占を担保しているものではない。	○競争政策における地方公営企業への影響	○現時点では明らかではないが、TPP協定交渉において、公的企業等に関するルール(各種事業法による法的規制)が変更される場合、その内容によっては、受益者である地域住民、サービス供給者である地方公共団体等に影響を及ぼすことも考えられる。	総合政策部 企業局

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部
越境サービス	医師等の国家資格の相互承認による影響	<p>○医師、歯科医師、薬剤師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく資格取得が要件。 <p>○看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師助産師看護師法に基づく資格取得が要件。 ・インドネシア・フィリピンとのEPAに基づき、H20年度からインドネシア、H21年度からはフィリピンからの看護師候補者の受入れを開始したが、看護師として就労するためには、在留期間3年間の間に日本の国家資格取得が条件。期間内に取得できない場合は帰国。 <p>○介護福祉士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士及び介護福祉士法に基づく資格取得が要件。 ・インドネシア・フィリピンとのEPAに基づき、H20年度からインドネシア、H21年度からはフィリピンからの介護福祉士候補者の受入れを開始したが、介護福祉士として就労するためには、在留期間4年間の間に日本の国家資格取得が条件。期間内に取得できない場合は帰国。 	○個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ検討する必要があるとしているが、外国の医師等などの国家資格についての相互承認が求められた場合の懸念	<p>○資格の相互承認が行われると、人件費の高い外国人医師等を雇用した場合、医療機関は、これまでの収入では賄えないため、より利益の多い混合診療や自由診療を進められ、医療費が高くなるおそれがある。さらに、外国人医師等に合わせ日本人医師等の人件費も高くなるため、地方の医療機関では医師等を雇うことが困難になるおそれがある。</p> <p>○また、逆に人件費の低い外国人医師等を雇用した場合、病院経営の観点から人件費の安い外国人医師等への置換えが進むことにより、医療の質の確保に支障が生じるおそれがある。</p>	保健福祉部
	混合診療、医療分野への営利企業の参入による影響	<p>○我が国の公的医療保険制度においては、保険診療と保険外診療を併用する、いわゆる混合診療は原則認められていない。</p> <p>○医療法により、病院・診療所・助産所の開設・管理・整備の方法などが定められ、営利法人による医療施設経営の禁止が規定。</p>	○混合診療の全面解禁、営利企業の医療参入等が求められた場合の懸念	<p>○混合診療が全面解禁された場合、保険診療により一定の自己負担額において必要な医療が提供されるにもかかわらず、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が拡大するなどのおそれがある。</p> <p>○営利企業が医療に参入した場合、企業の利益が優先され患者にとって真に必要な医療が受けにくくなったり、利益があがらないことを理由に撤退するなど、地域の適切な医療の確保に支障が生じるおそれがある。</p>	保健福祉部
商用関係者の移動	外国から単純労働者の流入の懸念	○日本のEPAでは、商用関係者／自然人の移動に関する章を設け、「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「独立の自由職業従事者(弁護士等)」「契約に基づくサービス提供者」等について入国及び一時的な滞在の許可の約束と、手続に関するルール(透明性・迅速化等)を定めている。	○外国からの単純労働者の流入の懸念	○単純労働者については現在、交渉の対象となっていないが、TPP協定の内容が海外からの単純労働者流入に及んだ場合、道内における雇用機会の減少につながる懸念がある。	経済部

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部																		
金融サービス	公的医療保険制度への影響	○健康保険法等により、日本では「国民皆保険」とされ、生活保護の受給者などの一部を除く日本国内に住所を有する全国民、及び住民基本台帳法の適用を受ける外国人は何らかの形で健康保険に加入するように定められている。	○公的医療保険制度への影響	○公的医療保険制度など、国が実施する金融サービスの提供は現在、議論の対象となっていない。	保健福祉部																		
	共済(保険事業)への影響	○国内では、農業協同組合法などの法律の根拠に基づき、共済事業(生命保険、損害保険などの補償事業)が行われている。 ◆主な根拠法(主な共済団体) ・農業協同組合法(農業協同組合【JA共済】) ・水産業協同組合法(漁業協同組合、水産加工業協同組合【JF共済】) ・消費生活協同組合法(全国労働者共済生活協同組合連合会【全労済】、日本コープ共済生活協同組合連合会【COOP共済】、全国生活協同組合連合会【県民共済】) ○これまでの日米経済対話では、米国から共済と民間会社の間で対等な競争条件を確保するよう求められている。	○米韓FTAでは、協同組合が実施する共済事業を、同種の民間保険より優遇しないことや協定発効の3年後から、農協、漁協などの共済事業を、韓国政府の金融監督委員会の規制、監視のもとに置くといった規定が設けられており、こうした規定がTPPにおいて設けられた場合の影響	○各種共済事業への影響については調査中 (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国加入 件(者)数</th> <th>道内加入 件(者)数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JA共済</td> <td>34,450千件</td> <td>995千件</td> </tr> <tr> <td>JF共済</td> <td>709千件</td> <td>122千件</td> </tr> <tr> <td>全労済</td> <td>34,545千件</td> <td>689千件</td> </tr> <tr> <td>COOP共済</td> <td>7,416千人</td> <td>425千人</td> </tr> <tr> <td>県民共済</td> <td>18,967千件</td> <td>338千件</td> </tr> </tbody> </table>		全国加入 件(者)数	道内加入 件(者)数	JA共済	34,450千件	995千件	JF共済	709千件	122千件	全労済	34,545千件	689千件	COOP共済	7,416千人	425千人	県民共済	18,967千件	338千件	環境生活部 農政部 水産林務部
	全国加入 件(者)数	道内加入 件(者)数																					
JA共済	34,450千件	995千件																					
JF共済	709千件	122千件																					
全労済	34,545千件	689千件																					
COOP共済	7,416千人	425千人																					
県民共済	18,967千件	338千件																					
	郵政事業への影響 【保険(郵政)】	○24年4月、郵政改革法案が成立し、日本郵政グループが3社体制へ再編。国の間接的な出資の下、かんぽ生命保険にがん保険などの事業を解禁する内容も含まれる。 ○米国との協議では、日本郵政と民間企業の間に対等な競争条件が確保されるまで、日本郵政によって新規商品等が導入されるべきではない等と主張(H25.2月:国資料) ○25年4月、国はかんぽ生命の新商品の申請について、「適切な競争関係が確立されたと判断できるまで、認可を行わない」と表明。	○米国との協議において提起されている事項として追加的な約束を求められた場合の懸念 ○米韓FTAでは、韓国ポストが実施する保険業務を、同種の民間保険より優遇せず、同一のルールを適用することや、可能な限り、韓国政府の金融監督委員会の規制、監視のもとに置くといった規定が設けられており、こうした規定がTPPにおいて設けられた場合の影響	○今後、国の関与が残る限り、かんぽ生命保険によるがん保険など新商品が販売されなくなる可能性がある。	総政部																		
投資	投資に係る紛争解決	○日本がこれまで締結したEPAにおいても「国家と投資家間の紛争解決手続」を含め、高い水準のルールを設けている。	○「国家と投資家間の紛争解決手続」が採用される場合、外国投資家から日本に対する国際仲裁が提訴される可能性は排除されないが、投資家から提訴された紛争事案に係る国内規制等の見直しの懸念	○道が独自に定める条例や規則が投資の障壁とされ、見直しを余儀なくされる懸念がある。	全部局																		

交渉分野	項目	現在の我が国における状況 (既存のEPA、関係法令など)	影響等に係る調査事項	懸念される道内(国内)への影響等	関係部
環境	海洋資源保全等の規定が盛り込まれた場合の漁業等への影響 (漁業補助金等)	<p>○漁業補助金の規律は、世界貿易機関(WTO)におけるルール交渉の一分野であり、米国やニュージーランドなどは「乱獲を招いて漁業資源を衰退させるのでコスト削減も含めて原則禁止」を主張し、これに反論する日本や欧州連合(EU)と激しく論争中。</p> <p>(参考) 2011年1月の我が国の新提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港や加工流通施設などの補助金禁止は削除 ・漁船建造や修理の補助金は原則禁止とした上で、総トン数縮減、安全性・資源管理などは例外化 ・操業経費の補助金は限定的に、燃油や漁具は禁止など 	<p>○「TPP協定交渉の現状(分野別)」では「漁業補助金、サメの保護等に関する米国の提案等につき議論が行われているが、議論は収斂していない。漁業補助金については、過剰漁獲を招く漁業補助金を廃する提案があるが各国との間で対立があり合意に至っていない」とされており、環境保護を理由とした国内の漁業活動への規制や過剰漁獲に繋がる漁業補助金の廃止などへの影響</p>	<p>○TPP協定にはアメリカをはじめ、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、チリといった漁業補助金の原則禁止を主張する国が多く参加しており、我が国がTPP交渉に参加した場合、これらの国と大変厳しい議論が予想されるほか、漁港などインフラの整備や漁業者の所得支持など多岐にわたる国内の水産政策への影響が懸念される。</p>	水産林務部
環境	野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれた場合の国内政策への影響	<p>○現在の我が国のEPAの状況としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境規制を緩和することで投資を促進しない ・自国が適切と考える環境規制は妨げない <p>等と規定されている。</p> <p>○関係法令としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種自然環境保全制度 ・森林法 ・各種開発許可制度 <p>が想定される。</p>	<p>○TPPへの参加による生態系への影響や生物多様性の視点からの影響</p>	<p>○環境規制の緩和等により、野生動植物等自然環境への影響が想定されるが、現時点では具体的な議論には至っていない。</p>	環境生活部 水産林務部
労働	労働規制の新たな見直しによる影響	<p>○これまでの日本のEPAでは、労働章という形でまとめた規定を設けたことはないが、フィリピン及びスイスとのEPAにおいて、投資を促進する目的で労働基準を緩和しない旨の個別規定を設けた例がある。</p> <p>○また、チリとのEPAにおいて、署名時に労働に関する共同声明を発出している。</p>	<p>○TPP協定締結による雇用面への影響</p>	<p>○本道に優位性のある農業・食品工業の生産量の減少や、海外からの単純労働者の流入に結びつく場合には、雇用の機会減少につながる懸念がある。</p> <p>○また、政府調達の見直しにより、地元優先等の政策的優遇ができなくなるなど影響が生じた場合は、雇用面に影響を与えるおそれがある。</p>	経済部

<用語の解説>

○ TPP（環太平洋パートナーシップ協定）

2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定の参加国（4か国）と米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5か国、さらにメキシコ、カナダが新たに参加し、合計11か国が交渉しているEPAです。

物品（農産物、工業製品等）の関税については、原則として撤廃することを目標としており、これ以外にも、サービス貿易、政府調達、投資、環境などの分野についての協定づくりが進められています。

○ P4協定

シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国により締結され2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定の中で、通称P4協定と言われています。物品貿易については、原則として約8割を即時撤廃、残りを10年以内に段階的に撤廃します。物品貿易以外にサービス貿易、政府調達、知的財産、人の移動等を含む包括的協定です。

○ FTA（自由貿易協定）

一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易の自由化を進める協定です。

○ EPA（経済連携協定）

FTAで扱うモノ・サービスに加え、投資の自由化、規制緩和など幅広い分野のルールを定め、経済関係を強化する協定です。

○ 米韓FTA

アメリカと韓国との間で締結されたFTA協定。物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、政府調達など幅広い分野にわたる包括的な経済協定で、2005年から開始された両国の交渉は、2007年に妥結し、2011年に批准を終え、2012年3月に協定が発効しました。

○ WTO（世界貿易機関）

1995年に設立された、モノ・サービスの貿易の自由化や貿易関連のルール作りを行っている国際機関です。日本を含め、世界の159か国・地域が加入しています（平成25年3月現在）。加盟国は、取り決めたルールに基づき、他の全加盟国の同種の産品に対して同じ関税率を適用し、また、国内で生産されたものと海外で生産したものを区別しないこととなっています。

○ WTOの政府調達協定

WTOに加盟する42か国・地域で締結されている協定（平成25年1月現在）で、中央政府（国の機関）や地方公共団体（都道府県、政令指定都市）などが物品の購入や建設サービス（工事）、建設コンサルティングサービスを発注する際に、一定の基準額を超えて行う場合、外国企業にも参入機会を与えることとなっています。

○ 外国貿易障壁報告書

米国の通商法に基づき、通商代表部（米国の通商交渉を行う機関）が大統領、上院財政委員会、下院のしかるべき委員会に対し提出する外国の貿易障壁に関する報告書で、毎年3月～4月に公表されています。この報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産権の保護に影響を与える外国の貿易障壁が取り上げられています。こうした障壁には、米国がモノとサービスの国際的な取引を規制したり、妨げたり、阻害したりしていると考えられる外国政府の措置や政策が含まれていません。

○ 食品衛生法

食品の安全性確保のための必要な規制や措置を講ずることにより、飲食により生じる衛生上の危害の発生を防止し国民の健康の保護を図ることを目的とした法律です。

○ 残留農薬基準

食品衛生法に基づき定められている、食品中に残留する農薬の種類や量に関する基準をいいます。残留基準値を超える量の農薬を含む食品は販売禁止等の措置が講じられます。

○ 食品添加物

食品の製造過程において着色や保存等の目的で食品に加えられるものです。食品添加物には、食品に甘味や香りを付けるもの、保存性をよくするものなどがあります。食品添加物は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が個々に指定したものの以外は使用できません。

○ 牛海綿状脳症（BSE）

牛の脳の組織に異常プリオンがたまり、脳組織がスポンジ状になる病気。国内では2001年に感染した牛が見つかり、これまで36頭がBSEと診断されましたが2009年以降確認されていません。国内では、法律に基づき31か月齢以上（24年4月1日以降）の牛が検査対象ですが、都道府県による負担での検査も含め全頭検査が行われています。牛肉の輸入については、英国など18か国からの輸入を認めていません。米国、カナダからの牛肉輸入については、30か月齢以下の牛に限り輸入を認めています。

○ 検疫

空港や港にて、海外から国内に生息しない病原菌や害虫を持ち込ませないため、動物や植物、食品などを対象として実施される検査です。なお、人に対しても国内にない感染症の病原体の侵入を防止するための必要な検査等の措置が定められています。

○ JAS法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」のことで、農林物資の流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的としている法律です。この法律に基づく制度は、農林物資の規格の制定等により品質の改善や生産の合理化などを図る規格制度と品質に関する適正な表示を行わせることにより消費者の選択に資する品質表示基準制度の2つからなっています。品質表示基準制度では、生鮮食品や加工食品の品質表示基準のほか遺伝子組換え食品に関する品質表示基準が定められています。

○ 遺伝子組換え作物

商業的に栽培されている作物に遺伝子操作や新たな遺伝子を導入するなどして品種改良した作物です。除草剤や病害虫への抵抗性を持った作物の開発が行われる一方で、そうした作物の利用については、生物多様性への影響や摂取した場合の人への影響についての懸念が表明されています。日本では、そうした生物多様性への影響や食品としての安全性について評価を行い安全性が確認されたもののみ使用を認める仕組みになっています。

○ セーフガード

特定の製品の輸入が急増し、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量の制限を行うものです。発動要件は、輸入の増加、国内産業に対する重大な損害又はそのおそれ、両者の因果関係、国民経済上緊急の必要性となっています。

○ 種苗法

作物の品種の育成の振興と種苗（作物の種子や苗）の流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することを目的とする法律。農林水産業の発展に不可欠な優良な新品種を育成していくためには、新品種の育成者の権利を保護するとともに、種子や苗は、外見からだけでは品種、発芽率等の品質を識別することが困難なことから、生産者が品質の確保された種苗が入手できるよう、種苗の流通段階での表示に関する規制を行う必要があり、こうした制度を規定したのが種苗法です。

○ 著作権

小説、音楽、美術、映画等の著作物の利用を許諾したり禁止したりする権利です。

具体的には、著作物を印刷、写真、録音、録画などにより再製する権利（複製権）、著作物を公に上演、演奏する権利（上演権・演奏権）、美術などの著作物を原作品により公に展示する権利（展示権）、著作物を翻訳、編曲、脚色、映画化などする権利（翻訳権・翻案権）などです。

○ 後発医薬品

最初に開発・発売される薬である新薬については、開発メーカーが特許期間中、独占的に製造・販売することができます。その特許期間が満了した後に、同じ有効成分で開発・製造される薬が後発医薬品で、ジェネリック医薬品と呼ばれるものです。新薬と同様に薬事法に基づく、様々な厳しい規制・基準を守って開発・製造・発売されています。開発期間が短く、開発コストも大幅に抑えられるため、低価格です。

○ 公的医療保険制度

病気やケガなどで入院治療、通院治療、又は手術を受けた場合に、そのときかかった医療費の7割の給付を受けられる（70歳未満の方の場合）制度に代表される公的な医療保険制度です。

法律に基づき、被保険者（保険に加入し病気などのときに必要な給付を受けられることができる人）の範囲が定められています。職域、地域、年齢に応じて、健康保険（会社員の方が加入）、船員保険、共済組合（国家公務員、地方公務員が加入）、国民健康保険（自営業の方などが加入）、後期高齢者医療制度などがあり、強制加入となっています。

○ 国民皆保険制度

日本では、国民の全てが、何らかの医療保険制度への加入が義務づけられており、病気やケガをした場合には医療給付が受けられる制度となっています。

1958年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、会社員や公務員以外の自営業者などが加入する制度がつくられ、1961年に全国普及が達成し、「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険制度が確立しました。

○ 混合診療

公的医療保険で認められている診療（保険診療）と認められていない診療（保険外診療）を同時に受けることです。日本では、混合診療を認めると効果や安全性が確認されていない医療が横行することや、患者の経済力で受けられる医療に差が生じるという理由で原則として禁止しています。

○ 漁業補助金

WTOのルール交渉の一分野で、貿易を阻害する要因としてではなく、漁業資源の持続性の確保など環境問題として、漁業に対する補助金に新たに規律を設けることが議論されています。

米国は、各国の漁船購入支援などが乱獲と資源枯渇につながるものとして補助金の廃止を主張しています。日本は全ての補助金が過剰漁獲能力・過剰漁獲の増大につながるものではなく、適切な資源管理の実施によりその影響は回避・低減できるという立場で禁止の範囲を過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定するとともに、必要な施策の実施が阻害されないよう例外規定の拡充を提案しています。